

Title	ラブルール：一つの存在形態
Sub Title	Laboueurs : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.5 (1961. 5) ,p.419(73)- 424(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19610501-0073
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610501-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610501-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

については、とくに第五章にくわしく書かれているが、本書を読んだとくに心をうたれるのは、森近が、当時の他の社会主義者たちがついて、農民の子であったという事実である。心には労働者や農民にたいする熱い同情が燃えていたにしても、ほんとうに働く者の苦しさを知ることのできるのには、やはりそうした環境から生れ出でた者でなければならぬ。この意味において、彼が農民であったことは、その思想形成に決定的な影響をあたえたにちがいない。著者もこの点をとくに注目されて、従来の研究においてまったく空白ともいふべき協同組合運動にたいする彼の貢献、とりわけ岡山県における産業組合運動において彼の果たした役割を重視されているのは卓見といふべきであらう（二二〇頁以下参照）。

明治社会主義運動史の研究に手を初めたばかりの筆者が、約半世紀の間、森近に私淑され、その研究に精根を傾けられた著者にたいして、以下のような妄評を書きつらねるのは、まことに無様であり、御海容のほどお願い申上げるほかはない。まず読後感をのべておいていただくなれば、森近はたしかに、その書簡集などからもうかがわれるように、実に人間味豊かな温かい性格の持主であったという点は、誰しも異論のないところであらう。しかし今日彼を評価する場合に、少なくとも「郷土の偉人」というような叙述の仕方には、若干問題があるのではなからうか。また著者はしばしば森近が、大逆事件をひきおこすに至った宮下・菅野らの行動とは、まったく無関係であったことを強調されているのはもちろん正しい。し

かしそれにもかかわらず彼が首謀者のひとりとして絞殺されたのは、彼の思想が、天皇制絶対主義を科学的に分析し批判した正しい歴史観に立脚するものであったという事実によるものであることは、筆者も指摘されているが、そうした森近の思想を貫く革命的な性格や科学的な思考方法というような積極的な面よりは、森近は「大逆事件にはまったく関係がなかった」といういわば消極的な面の評価の方が本書には目立っているように思われる点である。そしてすでに述べたように、本書を読んで、少し物足りなく思ったことは、森近が従来の大逆事件との関係において不当に低く評価されていることを強調されるに急なあまり、彼の思想がまぬがれえなかつた限界——それは実に当時の日本における社会主義運動の理論的水準の低さからくる制約でもあったのだが——、たとえば、科学的社会主義に近づきつつも、無政府主義を完全に克服することができなかった点などについて、ほとんどふれておられないことである。これは、宮下太吉に皇室の本質にかんする正しい階級的な思想をふきこみながら、宮下らの言動にたいし、きびしい批判と警告をもつて臨むことができず、むしろ曖昧な態度をとった（検事調書によれば）という事実と符合する。

なお最後に、本書はミス・プリントが多く、「正誤表」のほかにもかなりのミスが発見される。これは出版社が刊行を急いだためと思われるが、この点は、再版によって改められることを切望するものである（一九六一年一月・日本教出版株式会社発行・B・6・三六三頁・定価三二〇円）。

——一九六一・三・一一——

## 『ラブルール』

——一つの存在形態——

渡 辺 國 廣

【はじめに】 十六世紀にはいり農民の保有地は減少し、代ってそこに領主の小作地が設定された。そうした事態は『ラブルール』によって進出のための絶好の機会となった。彼はこれら小作地の経営を引受け、そのことによって大きな実力を備えるにいたった。領主制の変質過程のなかで『ラブルール』は力を増し、村の生活で領主を斥けるほどの存在と化した。彼は真の実力者として村会を組織し、十七世紀には村の生活に君臨するまでになった。

これほどの『ラブルール』ではあるが、その具体像についてはこれまで十分に説明されていない。フランス農業史の研究で十七世紀

は長く空白のまま放置されて来た。しかし最近にいたり研究が進み、その一環として『ラブルール』に対する関心が急速に高まるにいたった。しかし概括的な発言が可能なほど個別研究が出揃っていないというわけではない。従ってこの段階で『ラブルール』について扱おうと思えば、提示された個別例をめぐって検討を進めるほかないであらう。柴田三千雄氏はその著「フランス絶対王政論」のなかで、グーベル氏の論文によりながらボーヴェーにおける『ラブルール』を分析した。『ラブルール』は小作地の経営引受け者として登場し、その過程で領主権を請負うにいたった。しかしこの請負いは彼の農業経営と無関係ではない。『ラブルール』にとって重点は飽くまでも農業経営にあった。これがグーベル氏の描く『ラブルール』像である。パス・エソンヌ地方ではどうか。

【一】 自分の役畜や農具で経営に当たっていれば、彼を『ラブルール』という。しかし彼本来の保有地は役畜を充用すべく余りに手狭なものであった。マンヌンの五人の『ラブルール』は平均八アルパンを保有するに過ぎない。『ラブルール』の関心は何よりも土地の賃借に向った。

第一に『ラブルール』は領主の小作地の経営引受け者であった。彼はそのことにより『フェルミエ』と呼ばれた。これら小作地が二〇〇アルパンもしくは三〇〇アルパンの規模を有することも稀ではなかった。また『ラブルール』は別の場所に土地や牧草地を賃借していた。これらの賃借を通じて『ラブルール』は経営を拡大していっ

た。ジャン・ジャマはヴィラベの領主の小作地の『フェルミエ』であった。ほかに別の年から四三アルパン一〇ベルシュを賃借していた。またマンヌシのジャン・カメリは宿屋の主人モレの小作地の『フェルミエ』であった。ほかに司祭から一九アルパンを賃借し、三年後にはヴィルロワ公爵領に一五アルパンを賃借した。

しかしこのように単なる拡大をめざしたばかりではない。彼はまた経営の収益性の上に立って多くの小作地を同時に引受けた。フラスンワ・モローはシェーヌ・クレーベに二〇アルパンの小作地を賃借していた。同時に彼はメジエールに三五アルパンの小作地を賃借した。またかなりの規模の小作地が同時に賃借されることもあった。例えばギレはベルヴィルの領主の最大の小作地の『フェルミエ』であった。また同じ領主から他に小作地を賃借していた。その期間は九年。土地二三四アルパン、牧草地一四アルパンからなつた。従つて彼の経営規模は土地六三五アルパン、牧草地五五アルパンで、総計は三〇〇ヘクタールに達した。彼はこれらを同時に引受けたのであった。

『ラブルール』は単なる耕作農民と違ふ。文字通り農業における企業家であった。彼は農業経営による収益をめざした。彼はそれを小作地の経営で実現しようとした。『ラブルール』にとって彼本来の保有地は大した意味を持たない。

【二】『ラブルール』は単に小作地の経営に従うだけではない。大抵の場合、領主権を請負っていた。実際に領主の小作地はしばしば

領主の旧マナーにあった。そこは領主権が行使される場であり、もし領主が裁判権を持てば、そこには裁判所があつた。『ラブルール』はしばしば小作地や土地や領主権を引受けた。例えばフォントネ・ル・ヴィコントのアントワヌ・ビジェはパリのサン・レミ尼僧会からモンドヴィルに小作地を賃借した。館、一六〇アルパンの土地、

三アルパンの葡萄園、四アルパンの森林からなつた。館には裁判部屋の付いた瓦葺きの屋敷と粟葺きの作業場があつた。彼はまた全モンドヴィルに対する領主権を引受けた。これにより彼は貢租、献納金、牝鶏もしくは食用鶏、穀物、つまりモンドヴィルから尼僧会に支払われる一切のものの徴収に當つた。ほかに彼は水車場の先約権、狩猟権、醸造権を得た。またジャン家はプティ・ソサイで『フェルミエ』であつた。規模は二五〇アルパン。同時にソサイ騎士領の収入役でもあつた。こうして一括して賃貸することは財産の管理を単純化するという意味で領主にとり有利であつた。また請負う『ラブルール』の側にとつても有益であつた。事実一五〇ヘクタールから二〇〇ヘクタールの経営の負担に應ずるには多額の資金を要し、領主権の請負いでその一部が捻出されてゐた。加えて領主の収入役ということで彼は威厳を増すことができたのであつた。

そうした事情から領主権を請負うということは『ラブルール』の念願の対象となつた。『ラブルール』の関心はそこに向つて強く動いた。彼は何とかこの権利の請負者にならうとした。例えばミシエール・メルシエはバランクールでドゥノワエ家の『フェルミエ』であ

り、同時に教区の十分の一税やシャンパール税の徴収を引受けていた。彼はこの仕事で失敗し、一六九一年破産寸前に陥つた。しかし彼の親類の一人クロード・ミオが代つて一、二〇〇リーヴルと穀物三ミューの賃借料でそれを引継いだ。また一六八六年ピエル・アンドレはオルレアン公の侍従ギロンヴィルからフォントネ・ル・ヴィコントの小作地を任せられていた。同時に彼はノワシヤやボードゥエの所領の収入役でもあつた。

『ラブルール』の活動の重点はどちらかといえば領主権の請負いということにあつた。彼はその獲得に腐心し、耕作の何たるかを忘れるほどであつたといわれる。しかし彼のこの態度は農業経営と無関係ではなく、むしろ農業経営に対する深い執心から発するものであつた。農業経営は依然として彼にとって可能な唯一の仕事であつた。不安定な農業経営が彼を領主権の獲得へと向わせたのである。

【三】『ラブルール』は小作地を賃借し、自分の農具や役畜でその経営に當つてゐた。しかるに大規模小作地で役畜に要する出費はかなりの負担であつた。『ラブルール』たるピエル・カネは小作地を彼の息子に譲渡する際に二、二二五リーヴル相当の農具や役畜を一緒に手渡した。またシュヴァンヌのシャルル・オーロワは一、九〇〇リーヴル相当の役畜を持っていた。しかしこれは例外的な場合で、大抵の『ラブルール』は八〇〇リーヴル相当を持つのが精々であつた。それでもこれは『ラブルール』にとつて少ない額ではない。そのほかに種子の購入費が必要である。二〇〇アルパンの小作

地では七ミューから八ミューの種子を必要とした。

このための資金を『ラブルール』は商業により得た。多くの『ラブルール』は第三者の仲介を避けて自身で余剰の穀物を売却してゐた。しかし売るべき余剰は僅少であつた。単に数スチエにとどまつた。平年作や豊作時でも余剰はそれほど多いものではない。従つて自分で市場まで出向けない近隣の人々のために穀物の運搬を引受けることは『ラブルール』にとつて大した負担ではなかつた。かくて『ラブルール』は急速に穀物商人に転化してゐた。バランクールでは一〇人ばかりの者が『ラブルール』と呼ばれ商人と呼ばれた。若干の者は『ラブルール』で同時に商人を兼ねてゐた。いわゆる『マルシャン・ラブルール』である。

しかし彼が扱つたのは単に穀物に限らなかつた。『ラブルール』はまた森林の伐採を請負い、その産物を売却した。ポールの『ラブルール』たるノエル・シモンはソサイ騎士領の収入役と契約して一〇アルパンの森林を伐採した。若干の『ラブルール』は同時に居酒屋の主人であつた。

『ラブルール』と商人の区別は困難である。彼が商業で収入の本質的部分を得ていたとする。その場合は商人といわなければならぬ。しかし彼は依然として土地の耕作に従つてゐる。その限り『ラブルール』と呼ばねばならない。しかし全体の収入のうちそのどちらでより大きい部分を得ているか見分けるのは至難であらう。或る年に一人の『ラブルール』は土地を小作せず領主権を請負うだけで

生活していた。しかし次の年に彼は大規模な小作地を引受けた。『ラブルール』の活動は多岐にわたり、いずれに重点を置こうとするか識別は困難であった。しかし多面にわたる活動もつまりは農業経営の維持のためという一点に集約されていた。

【四】『ラブルール』の活動は多岐にわたっていた。商人と耕作者を兼ねた資本家的な企業家と云っていい。しかしこれが『ラブルール』と自称する人々の大部分の姿ではない。むしろ誰もが憧れた型であった。『ラブルール』と呼ばれる人々の間にも現実には多くの相違が認められた。

『ラブルール』の上層。大規模小作地の『フェルミエ』がこれに当る。いわば大企業家であった。『ラブルール』の下層。彼が引受けた小作地は一〇〇アルパンを越えない。時には四〇アルパンが精々。また役畜も少ない。アレクサンドル・シモンはシアランビエの数百アルパンの小作地を四〇〇リーヴル相当の農具や役畜で経営し、シャルル・オーロワはその二倍の規模の小作地で一、九〇〇リーヴル相当の役畜を持っていた。後者は『ラブルール』上層に属す。役畜が桁外れに多い。『ラブルール』の内部にも階層の分化がみられたのである。

しかし『ラブルール』上層と『ラブルール』下層の違いは、単に小作地の大小、役畜の多少にあっただけではない。土地に対する態度の違いにも両者を分つ重要な指標があった。『ラブルール』上層は商人であり同時に『ラブルール』である。彼の心情は運転資本に依

存する実業家のそれとまったく類似していた。彼本来の保有地を増加することは彼の関心事ではない。彼にとっての問題は経営を拡大し、活動範囲を拡張することであった。かくて運転資本としての役畜の増加に彼は多大の関心を寄せる。これに対し『ラブルール』下層は農民の伝統的な心情を保持し続けた。彼は土地の獲得のなかに生活の確実な保証を見出し、経済的独立の最上の基礎を求めたのであった。例えばポールヌのマティウ・ドウ・マルセーユの場合。一六九四年の遺産目録によれば、彼は鋤一、唐鋤三、ローラー一、荷車一、砂利車一、全部で八〇リーヴル相当を持っていた。また彼の二頭の馬は五歳馬と一〇歳馬で、一〇〇リーヴルに値しない。彼は四頭の牝牛を持ち、各二〇リーヴルであった。これらは『ラブルール』上層の動産と比較してまったく貧弱である。しかし保有地の拡大には努力が払われていた。現に彼はかなりの土地を遺産として譲渡している。これに反して『ラブルール』上層の一人は年に二ミユイも産しない一〇アルパンの土地を購入したにとどまった。彼の重点は農具や役畜の拡充にあった。それにより『ラブルール』上層は小作地の賃借を増すための条件を整えることになった。

【五】『ラブルール』は経済的に強力であった。にもかかわらず彼は微力な存在であった。『ラブルール』は村に君臨していたかもしれない。しかし彼は土地所有者たる領主や貴族に従属していた。ただ『ラブルール』は資本を有し、従って土地所有者から前借せず、そのため完全な従属と悲惨な境遇を避けることができた。しかし『ラ

ブルール』はあらゆる困難に遭遇した。『ラブルール』はもっぱら耕作者として穀物の収穫に依存していた。もし収穫で売却のための余剰が得られないとする。その場合、彼には収入がない。売るべき余剰が得られたとする。しかしそれも大した量ではなかった。フォントネ・ル・ヴィコントの小作地では豊作時に四〇ミユイから四五ミユイの収穫を挙げることができた。このうちからサン・スピル教会に対し十分の一税四ミユイ、賃借料として七ミユイ、貢納ハステエを支払う。従ってほぼ三〇ミユイしか残らない。また種子のため八ミユイから九ミユイを確保しなければならぬ。かくて残りは一〇ミユイになる。多くて二五ミユイである。収穫のための臨時人足のために一ミユイは必要である。常備の人足一人には六ミユイを支払う。従って豊作時には一五ミユイほど残るが、このうちから更にシャンパール税、領主に対する諸負担、国王に対する租税に応じなければならぬ。また屋敷の修理費、農具や役畜の維持費もここから捻出される。従って最後に残るのは決して大量のものではない。しかも『ラブルール』にとって穀物が売却し得る主要な産物であった。彼は羊を賃借している。しかし得た羊毛の半分は召上げられた。従ってまったく補助的な収入しかそれからは得られない。葡萄畠による収益も同じく僅かなものである。シャルル・オーロワの財産目録によれば、羊一六〇頭の評価は一〇九リーヴルであった。これに対し小麦は収穫から三ヶ月後で一、五〇〇リーヴルと見積られている。

多くの『ラブルール』は領主権を請負うということにどれほど執着を抱いたことか。実にこれは農業による収益が頼りにならないことを示すものにはかならなかった。依存すべき唯一の仕事たる農業経営がその状態である。従って領主権を請負う条件が有利なものであることはなかった。例えば前述したミシェル・メルシエの場合。彼はバランクールの十分の一税やシャンパール税の徴収を引受けていた。しかし一六九〇年には賃借料の未払いが二、八五〇リーヴルに達している。これを支払うべく彼には一文の予備もなかった。かくて彼は穀物を手放し、農具のかなりの部分と役畜の全部を売却したが、六五〇リーヴルしか見積られなかった。彼は更に家具を売った。一五〇リーヴルになった。最後に彼は作業場の付いた大きな屋敷、耕地一〇アルパン、牧草地三アルパン、葡萄畠三アルパン、森林半アルパンを手放した。それでも一、二〇〇リーヴルにしかならなかった。ここにいたって彼は進退に窮した。彼はドゥノワエ家から賃借していた土地の支払いにも事欠く状態であった。彼はその賃借も放棄した。しかし二年後には立直り、五七アルパンの土地を二〇〇リーヴルで賃借したほどであった。期間は九年である。その後彼はかなりの繁栄を示した。しかしメルシエの場合は決して例外ではなかった。立直りも珍しいことではない。

『ラブルール』が役畜の投下に必要な資金を得るため土地を売却することはしばしばみられた。彼にとって土地を持つことは大して魅力ではなかったのである。役畜はいわば運転資本として『ラブルール

ル』の最大関心事であった。例えばモンドヴィルのジャン・フェス  
ーの場合。彼は賃借料を七年間支払わなかったので差押えを受け  
うになった。そこで彼は土地一〇アルパンを売って滞納金一、三〇  
〇リヴルの半額を支払おうとしている。『ラブルール』にとって  
役畜を失うことは最大の苦痛であったのである。彼本来の保有地は  
売ってもいい。しかし経営に必要な手段たる役畜は失うまいとした  
のであった。この態度は『ラブルール』の上層に著しくみられた。  
彼が何よりも小作地の経営を問題にしていたためにはかならない。  
以上においてバス・エソヌヌ地方の『ラブルール』の具体像を伝  
えた。それを要約すれば。

【終りに】『ラブルール』の間にも顕著な階層分化がみられた。  
『ラブルール』の上層。彼の関心は小作地の経営を引受け、それ  
をできるだけ増加することであった。従って役畜の拡充が彼にとっ  
ては問題である。なかには彼の引受けた小作地に比して桁外れに多  
い役畜を持つ者があった。これは明白に彼が役畜の賃貸に従って  
たことを示す。いわば彼は農業における企業家であった。  
『ラブルール』の下層。彼は『ラブルール』上層と正反対であっ  
た。彼もまた小作地の引受者であった。しかし彼の重点は彼本来の  
保有地の拡大にあった。農業経営で得たものを彼は保有地の拡大に  
投じた。彼は役畜の拡充に大した魅力を感じていない。彼は耕作農  
民としての途を選んだのであった。

しかし当時において農業経営は甚だしく不安定であった。にもか  
か

かわらず『ラブルール』にとって農業経営を続けるはかなかった。  
『ラブルール』はこの苦境を打開すべく他に収入の途を考えなければ  
ならなかったのである。商人化の方向は彼のこの努力の一端を示  
すものにほかならない。彼はまた領主権の引受者たらんとした。特  
別熱心に彼はそれをめざした。領主権は彼に恒常的に一定の収入を  
もたらすはずであった。従って領主権を賃借する条件は『ラブル  
ール』にとって苛酷なものとならざるを得なかった。時には彼の農業  
経営の存立を危険に追込むほどであったのである。

本稿はParis et Ile-de-France, Mémoires, tome IX (1957  
—1958), p. 157—282から『ラブルール』に関する記述を拾って紹  
介したものである。十七世紀に『ラブルール』は領主の代理者的存  
在となった。しかしこの領主は従来の領主と違う。従って『ラブル  
ール』の登場は領主制の変質の結果であった。彼は小作地の『フェ  
ルミエ』としてこの領主に従属した。と同時に彼は保有地を追われ  
た農民を小作地の経営に吸収する者として村に君臨した。『ラブル  
ール』についてこの二重性格は否定できない。

山田盛太郎著 『日本農業生産力構造』

寺 尾 誠

本書は「日本資本主義分析」の著者山田盛太郎氏を中心とする共  
同研究の成果である。その主なねらいは農地改革以前に支配的であ  
った地主的土地所有とその下での零細農民経営、農地改革期の地主  
的土地所有の廃止と農民的土地所有の成立といった日本農業の段階  
的發展の過程で、終始農民に担われてきた農業生産力がいかなる変  
化をとげ、いかなる矛盾に逢着してきたかを究明するところにあ  
る。このような問題意識の下に第一部総括篇において山田盛太郎氏  
が第二部の実態把握に基いて「日本農業生産力構造の構成と段階」  
を叙述される。

この代表的論文においては、二つの分析視角が前提とされてい  
る。すなわち第一に日本農業生産力の発展段階を江戸時代における  
純粹封建的土地所有の段階、半封建的土地所有の段階、地主的土地  
所有解体後の段階の三つに区別する。第一に封建的土地所有の段階  
では、生産力は藩、知行地、村といった風に分断されていた。これ  
に対し地租改正を契機として成立する地主的土地所有の段階では、  
それまで分断されていた生産力は一応全国的な拡りへと再構成され

た。そしてこの地主的土地所有が、これに対応する零細小作農民経  
営の生産力上昇の桎梏と化しきって、戦後の農地改革で廃止された  
第三段階においては、農民的土地所有の下での農業生産力の上昇が  
可能となる。

このような発展段階的な把握の仕方と共にもう一つの分析視角と  
して日本農業の地帯区分があげられる。すなわち地主的土地所有段  
階において二つの対極としてあらわれた地帯として東北、新潟の千  
町歩地主制の地帯と近畿・瀬戸内の高位生産力地帯が指摘される。  
前者は原生的段階（明治初期）において北部関東、山陰、南九州と  
共に抱持して犁で馬耕する所謂馬の地帯であり、農業の生産力再生  
産力蓄積が基本的に農村内部で進行する。そしてこの蓄積の余剰は  
農民経営の上にそりたつ大地主の下に吸収されてしまう。

これにたいし、後者は長床犁で牛耕する牛の地帯であって農業で  
の再生産蓄積は主として外圃との連関で、或は外部からの働きか  
けで進行する。そして地主的土地所有に対し農民経営の自立性が第  
一の地帯に比べ高く、高位の生産力水準が特徴的であり、農地改革  
前にすでに機械化が進行していた。

さて山田氏は発展段階と地帯区分という二つの分析視角に照して  
日本農業の生産力がその担い手である農民経営においてどのような  
変化を歴史的にとげてきたかを究明する。すなわち大地主的土地所  
有の下に生産力が停滞的になかた東北、新潟地帯に対  
し、近畿、西南地帯では地主的土地所有に対する農民経営の相対的